

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

役員賞与の辞退も債務免除益？

Q：当社では、毎年利益処分により役員賞与の支給をしていますが、今期については、業況不振のため、役員が役員賞与を辞退することにしました。

受領辞退は、株主総会での利益処分案の承認直後の取締役会の決議により行ないますが、辞退した賞与の額は、債務免除益として課税されるのでしょうか。

A：受領辞退に伴う債務免除益の計上は不要です。

【解説】

各役員別の賞与の金額が確定する前に受領辞退があった場合、結果的には賞与としての流出はなかったものとして取り扱われることとなり、結局、受領辞退に伴う債務免除益の計上は不要となります。

一方、各役員別の賞与の金額が確定した後の受領辞退は、債務免除益として、課税されます。

ただし、各役員別の賞与の金額が確定した後の受領辞退であっても、以下の要件を満たす場合には、益金の額に算入しないことができることとされています。

- ①取締役会の決議に基づくこと。
- ②支払わない理由が、会社の整理、事業の再建、および業況不振のためであること。
- ③支払われない金額が、その支払いを受ける金額に応じて計算されている等、一定の基準に基づくこと。

